

由利本荘市への移住・定住を応援します

由利本荘市内に定住^(※)するために転入した方で一定の要件を満たす方に対して「定住促進奨励金30万円」を交付しています。

(※) 5年以上居住する意思をもって市の住民基本台帳に記載され、かつ、その生活基盤が市の区域内にあること。
5年以内に転出してしまった場合は、全額返還となります。

主な交付要件

【住宅取得型】

- ・平成26年4月1日以降に「住宅」と「土地」を取得していること。
- ・「住宅取得日」と「転入日」との間に1年以上の期間がないこと。
- ・対象住宅に対して課される固定資産税の納税義務者であり、1/2以上の所有権を有していること。

【移住促進型】

- ・世帯員のいずれかが契約する「賃貸住宅」に居住すること。
- ・所属企業の業務命令に基づく「転勤等」による転入でないこと。
- ・転入後、直ちにその居住する賃貸住宅に住所を定めていること。

共通要件

- ・2人以上で構成する「世帯全員」が「秋田県外」から転入していること。
- ・「転入日」から起算して「過去3年以上」「秋田県外」に住所を有していたこと。
- ・町内会・自治会等に参加し、「地域活動」に協力する意思をもっていること。
- ・「本市に住所を定めたことのない世帯員」がいること。
- ・「広報等の取材」や「家計調査」に協力する意思をもっていること。
- ・本市移住支援金の交付決定を受けていないこと。

※詳細は裏面の「チェック表」で御確認ください

【お問い合わせ先】



由利本荘市 企画振興部移住支援課

電話:0184-24-6247 FAX:0184-24-6268

e-mail: iju@city.yurihonjo.lg.jp

由利本荘市 移住

で検索



交付要件チェック表

【住宅取得型】	【移住促進型】
☐平成26年4月1日以降に住宅及び土地を取得している ☐住宅及び土地の取得方法が<u>贈与</u>又は<u>相続</u>ではない ☐「住宅取得の日」と「市の住民基本台帳に記載された日」との間に<u>1年以上</u>の期間がない ☐対象住宅に課される固定資産税の納税義務者である ☐対象住宅の<u>1/2以上</u>の所有権を登記事項証明書で確認できる ☐「市の住民基本台帳に記載された日」又は「住宅取得の日」のうち、いずれか遅い日から<u>1年以内</u>の申請である	☐転入後、直ちにその居住する賃貸住宅に住所を定めていること。 ☐世帯員のいずれかが契約する「賃貸住宅」である ☐居住する賃貸住宅の貸主が<u>二親等以内の親族</u>ではない ☐所属企業の業務命令に基づく「転勤等」による転入でない ☐「市の住民基本台帳に記載された日」から<u>1年以内</u>の申請である

共通要件

- ☐「由利本荘市移住まるごとネットワーク」に登録している
- ☐由利本荘市に住所を定めたことのない世帯員がいる
- ☐2人以上で構成する世帯全員が「市の住民基本台帳に記載された日」から起算して過去3年間以上、秋田県外に住所を有していた

※義務教育課程以下の世帯員はこの限りでない。
- ☐世帯全員が定住（5年以上居住）するために転入している
- ☐世帯全員に市税等の滞納がない
- ☐町内会・自治会等へ加入している
- ☐広報等の取材及び家計調査に協力する
- ☐奨励金の交付申請時において定住している
- ☐過去にこの要綱による奨励金の交付を受けていない、かつ本市移住支援金の交付決定を受けていないこと。
- ☐次の者に該当しない

☐暴力団員

☐生活保護費受給者

☐市の住民基本台帳に記載されていない者で既に市内に居住している者

☐平成29年4月1日以降「職務経験者【移住定住】」として由利本荘市職員に採用された者